

## 結社の自由および団結権の保護（第 87 号条約） にかかわる対フィリピン I L O 高位使節団

### 負 託 条 件

#### ・ 背景および経緯

- フィリピン共和国政府は、1948 年の I L O 第 87 号条約である結社の自由および団結権の保護条約を 1953 年 12 月 29 日に批准することにより、労働者および従業員の結社の自由および団結権の保護の諸原則を推進することを尊重し推進するとこの自国の公約を支持している。それは、フィリピン憲法、改正フィリピン労働法およびその施行規則規程において同条約に効力を付与するものである。
- フィリピンの法律および実行面における I L O 87 号条約の適用は、条約・勧告の適用にかんする専門家委員会（COEACR）から提起された問題点と懸念に起因して、国際労働総会（I L C）の第 96 回会期（2007 年 6 月）において、基準の適用にかんする委員会にて特定して取り上げられ討議された。これに基づき、基準適用に関する 2007 年総会委員会は、同政府に高位使節団の受入れ受諾を要請した。この使節団は 2009 年 6 月の I L C 第 98 回会期中に、基準適用委員会において同政府により受諾された。

#### ・ 目 的

87 号条約の法律および実行面における適用に対するより一層の理解を得ること、および、I L O 監督機関から提起された問題点と懸念に関する詳細情報を収集すること。

#### ・ 任務および目標

I L O 監督機関より出されるコメントに沿って解決策を提案することを目標として、87 号条約の法律および実行面における適用上の問題点および隔たりを明確にし、かつ、オフィスが支援および専門的援助を提供することができる領域を特定すること。これには、I L O 87 号条約および結社の自由諸原則の適用を改善するための研修および能力構築の対象となるさらなる領域を特定することを含む。

#### ・ 主要領域

1. 国法を 87 号条約に合致するようにすることを目指しての国会にかかっている立法の改定、ならびに、同条約に関連するその他一切の立法上の隔たりの見直し。これには国会にかかっている法案に具現される改定の提案を含む。
2. 実行面における条約の効果的適用を確保するための措置。

3. ILO三者構成員のための研修協力要綱
4. 事件 以下に特定する8件の事件を対象とする。すなわち、結社の自由委員会にかかっているトヨタ事件 (No. 2252 および 2652)、KMU事件 (No. 2528)、インターナショナル・ワイヤリングズ・システム事件 (No. 2669)、ダシット・ホテル事件 (No. 2716)。終結事件の追行として、テレフンケン半導体事件 (No.1914)、サン・アグスティン大学事件 (No. 2488) およびP S L I N K / T E S D A事件 (No. 2546)。

・ 構 成

ジュネーブILOの、国際労働基準局長のクレオパトラ・ドンビア＝ヘンリー女史、ジュネーブILOの国際労働基準局副局長のカレン・カーチス女史、および、バンコクのILO地域事務所基準専門員のティム・ドマイヤー氏

・ 期 間

2009年9月22－29日

・ 使節団の面談相手

- 省長官および上級職員；労働雇用省 (D O L E)、法務省 (D O J)、外務省 (D F A)、内務および地方自治省 (D I L G)、貿易産業省－フィリピン経済区域庁 (D T I / P E Z A)、国防省 (D N D)、訴訟長官、フィリピン国家警察 (P N P)、フィリピン軍 (A F P)、ならびに、国会の構成員 (すなわち、労働・雇用・人材・人権委員会および憲法改正および法典法律見直し委員会)、最高裁判所の構成員、人権委員会 (C H R)、前最高裁判事ホセ・メロおよび行政命令第 157 号 (2006年) に基づき創設された前「メディア・活動家殺人に取り組むメロ独自委員会」の関係構成員
- 労働者側および使用者側各団体 (社会的パートナー)
- 事件番号 No. 2252、2652、2528、2669、2716、1914、2488 および 2456 にかかわる申立人、関係政府機関および／または使用者

・ 工場訪問

- (1) ラグーナ州サンタロサのトヨタ工場
- (2) ターラック州サンミゲルのインターナショナル・ワイヤリング・システムズ社

・ 使節団の報告

任務および目標に沿って、使節団は、使節団の対象とする諸事件に関してまた立法懸案事項に関して関係公的機関、労働者側および使用者側グループならびに申立人組織から

より詳細な情報を収集すると共に、87号条約の法律および実行面の適用を改善することを目指して措置すべき優先的領域を特定することについて、ILO三者構成員のための専門的援助および協力要綱を含めて、政府および社会的パートナーを援助するよう努力するであろう。使節団の報告書は、使節団の調査終了後ILO監督機関への報告書提出前に、政府および社会的パートナーに提供することにする。追加コメントを含むすべての関係情報は、ILOの監督機関すなわち条約・勧告適用専門家委員会および結社の自由委員会に提出することになる。